



木造住宅の耐震診断・耐震化に関する補助制度があります

地震時の木造住宅の倒壊等による被害の軽減を図り、安全・安心なまちづくりを推進することを目的として、次の補助制度があります。

補助金名	木造住宅耐震診断補助事業	木造住宅耐震化促進支援事業	
内容	木造住宅の耐震診断費用の一部を補助 ※坂町に登録した木造住宅耐震診断資格者が実施する一般診断法に限ります。	木造住宅の耐震性を向上させる工事（改修・建替え・除却）の費用の一部を補助	
対象住宅	次のすべての要件を満たすもの。 ・昭和56年5月31日以前に建てられた木造2階建て以下の住宅であること ・現在、居住されているもの ・木造在来軸組構法により建築されたもの（ツーバイフォー工法、プレハブ工法は対象外）	次のすべての要件を満たすもの。 ・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅であること ・現に居住の用に供するもの（販売目的は不可） ・耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないもの ・坂町が支援する空き家改修等支援事業などの交付を受けていないこと	
対象者	坂町在住の補助対象住宅の所有者または、補助対象建築物にお住まいの方 (町税等の滞納がある方は対象外)		
補助金額	耐震診断に要する経費の 3分の2以内の額 (上限2万円)	耐震改修	補助対象工事費の80%かつ、100万円を限度 ※市街化区域外にある住宅は50万円を限度
		現地建替え	補助対象工事費の80%かつ、100万円を限度 ※市街化区域内にある住宅に限る
		非現地建替え	除却工事に要する費用のうち、補助対象額の23%かつ83.8万円を限度 ※新たに建築する住宅は市街化区域内に限る
		除却	除却工事に要する費用のうち、補助対象額の23%かつ83.8万円を限度 ※除却後は坂町内にある耐震性を有する住宅等に居住すること
留意事項	耐震診断前または工事前に、補助金の交付申請が必要となります。 (先に契約されたものは補助の対象外となります)		
申請期限	11月28日（金）まで ※申請総額が予算額を超過する場合は、申請締切前でも募集を終了します。		

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513



木造住宅耐震診断補助事業



木造住宅耐震化促進支援事業



防災行政無線戸別受信機を貸与します

災害時等の緊急放送や町からのお知らせ等、町内放送を家の中でも聞くことができる「戸別受信機」の無償貸与を行っています。また、設置しても電波が入りづらい・聞こえづらい世帯は役場環境防災課までご連絡ください。

受付・受渡し（※認印が必要です）

・役場2階環境防災課 ・小屋浦ふれあいセンター（亀石・小屋浦地区の方）



電池交換について

現在貸与中の戸別受信機は、停電時でも重要な情報を伝達できるように乾電池を内蔵していますが、数か月に一度は電池の状態（サビ・液漏れ）を確認してください。また、通常時でも乾電池は消耗していきますので、1年に1回は電池交換をしてください。

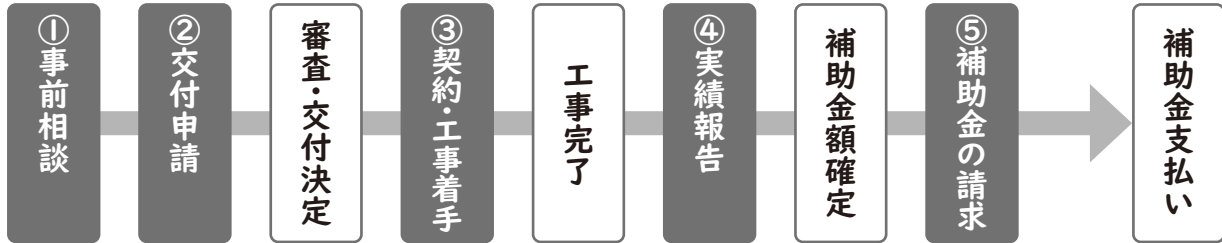
問合せ 役場環境防災課 ☎820-1540

ブロック塀等安全確保事業補助金制度がはじまりました

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による通行人への被害の防止や避難経路の確保を図るため、避難路沿道等に面するブロック塀等の除却およびフェンス等への建て替え工事を行う住民に対し、工事費の一部を補助する制度がはじまりました。

対象 ブロック塀	次のすべてに該当するブロック塀等 ・補強コンクリートブロックの塀、れんが、石を積み上げてできた塀 ・道路面からの高さが0.6mを超えるもの ・道路等（緊急輸送道路、避難路または町内の小中学校の通学路のうち、国、地方公共団体その他公的機関が管理するもの）に面するもの ・安全基準に適合しないなど危険であるもの	
対象工事	・ブロック塀等の除却工事 ・除却したブロック塀等に代わる軽量フェンス等を新設する建替工事	
補助内容	除却工事	除却に要する費用※の2/3 [上限額15万円]
	建替工事	除却および新設に要する費用※の2/3 [上限額30万円] (除却および新設それぞれにつき上限額15万円、合計30万円)
※除却及び新設に要する費用は、それぞれ補助対象ブロック塀等の延長1mにつき8万円を乗じた額を上限とします。		
申請期限	11月28日（金）まで ※申請総額が予算額を超過する場合は、申請締切前でも募集を終了します。	

手続きの流れ（申請者が行う手続きは①～⑤）



※工事の契約前に、補助金交付申請が必要です。(先に契約されたものは、補助の対象外となります。)

詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

問合せ 役場都市計画課 ☎820-1513

